

フランス革命と徴兵制

——革命軍のプロフェッショナルな性格について——

竹村厚士

序

革命が勃発して間もない1789年12月、国民議会議員デュボワ・克蘭セによる徴兵制導入の試みは、ほぼ満場一致で却下された。その主たる理由としては、一方で強制的な徴集に対する社会の反発が予想されたこと、そして他方で軍隊のプロフェッショナルな側面に関する問題が危惧されたことが挙げられる¹⁾。

さて、一般に近代的軍隊の出現を論じるとき、軍隊の国民化という現象は一つの重要なメルクマールとなる²⁾。義務兵役あるいは徴兵制の導入は、これを制度的に支えるものといえる。フランスの場合、強制的な徴集形態は既にアンシャン・レジームの時代から部分的に存在していたが、革命後の1793年に徴兵制が本格的に導入され、続くナポレオン戦争の時期には無数の国民が動員されることになる³⁾。

以上のような経緯から、革命が国民的軍隊の形成に大きく寄与したことは否定できず、フランス軍における国民化の意義は今日極めて重視される傾向にある。例えば、レオナルドやコルヴィジエに代表されるアンシャン・レジームの軍隊研究は、国民的要素の萌芽をこの時代に求めようとした⁴⁾。特に後者は、スペイン継承戦争以降、軍隊と社会（国民）との距離が接近していく過程に注目し、これを「軍隊社会 (société militaire)」の形成として位置付ける。そして革命以降に関していえば、ペルトーやS・F・スコットなどの研究者によって、身分制の影響を強く残していた旧王国軍とは対照的に、

広く国民からなる革命軍の性格が高く評価されているのである⁵⁾。

だが、軍隊の国民化を強調し過ぎたり、あるいはアプリアリに規定することは、この過程において発生した様々な困難や障害を見逃すことにならないだろうか。デュボワ・クランセの動議が一時的であれ否決された事実は、国民的軍隊の潮流を問う上で重要であるはずだが、従来さほど注目されていないとおもわれる。確かに、否決理由の一つとして考えられる社会の抵抗については、既に他方面からの研究が進んでいる。例えば、アンシャン・レジームの国王民兵制——後述するように徴兵制が用いられた——は、フランス全体の激しい嫌悪感を引き起こしていたことで知られる⁶⁾。そして革命以降の時代における徴兵忌避者や脱走兵の研究もまた、復活した強制徴集に対して同様の反応があったことを示唆している⁷⁾。しかし、これら諸研究の関心が集中するのは、一般に中央集権化を図る国家とそれを嫌う社会の対立という点であり、軍隊の国民化自体に関するものではない。他方、第二の否決理由であるプロフェッショナルな問題については、次のような指摘ができる。すなわち、革命を分水嶺としてフランス軍は著しいコントラストをもって描かれるのが通例で、旧態依然の旧王国軍に対して、革命軍は肯定的なイメージを与えられている。こうした傾向の中では、国民的軍隊の抱えていた難題が注目されることは少なく、また旧王国軍と革命軍の間におそらく存在したであろう連続性に関する議論も十分になされていない感がある。

本稿では革命軍のプロフェッショナルな性格を検討することで、徴兵制あるいは国民的軍隊のネガティブな一面を明らかにし、また一度は拒否された制度が数年を待たずして復活する経緯についても考えてみたい。

- 1) 以下、本稿では「プロフェッショナル」ないしは同類の表現が頻出するが、第三章でも触れるように、筆者はこれを従軍経験や初歩的な専門能力の有無といった観点でのみ用いている。
- 2) 国家の近代化と軍隊の役割、あるいは軍制史一般に関しては、以下を参照。G・カスティラン／西海・石橋共訳『軍隊の歴史』白水社、1955年；Samuel E. Finer, "State and Nation-building in Europe: the Role of Military," [in Cha-

- rules Tilly (ed.), *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton, 1975]; M・ハワード／奥村房夫訳『ヨーロッパ史と戦争』学陽書房, 1981年; Brian M. Downing, *The military revolution and political change*, Princeton, 1992; Philippe Contamine (éd.), *Histoire militaire de la France*, t. 1, Paris, 1992.
- 3) L・ハートは近代における全体戦争の起源を、軍隊の国民化に基づく戦術の変化に求めている。Liddel Hart, *The Ghost of Napoleon*, New Haven, Yale Univ. Press, 1934. またカイヨワは、民主主義の発展が軍事奉仕における平等を促し、国民による戦争を到来させた側面を指摘する。R・カイヨワ／秋枝茂夫訳『戦争論』法政大学出版局, 1974年。軍隊の大衆化と軍国主義の関係については次を参照。A・ファークツ／望田幸男訳『ミリタリズムの歴史』福村出版, 1994年。
- 4) Emille G. Léonard, *L'armée et ses problèmes au XVI^e siècle*, Paris, 1958; André Corvisier, *L'armée française de la fin du XVI^e siècle au ministère de Choiseul, le Soldat*, Paris, 1964.
- 5) Samuel F. Scott, *The response of Royal Army to the French Revolution*, Oxford, 1978; Jean-Paul Bertaud, *Valmy*, Paris, 1970; Ibid., *La Révolution armée*, Paris, 1979.
- 6) 国王民兵制については以下を参照。Jacques Gebelin, *Histoire des milice provinciales*, Paris, 1882; Girard, *Racolage et milice*; 佐々木真「フランス絶対王政における国王民兵制」『史学雑誌』第98編6号, 1989年。
- 7) このテーマに関しては既に多くの研究やモノグラフィーが発表されているが、代表的なものとして以下を参照。Alan Forrest, *Conscript and Deserters*, Oxford, 1989; Isser Woloch, "Napoleonic conscription: state power and civil society," *Past and Present*, number 111, 1986.

§1 召集制度の変遷

後段の議論を容易にするために、はじめに召集制度の変遷を簡単に確認しておくのが適当だろう。アンシャン・レジームの時代には、軍隊の召集は次のような二通りの方法によって行われた。すなわち、まず正規軍の兵士は壮丁募集 (racolage) と呼ばれる募兵制によって集められた¹⁾。原則として対象となるのは16~40歳の壮健な男子で、契約期間は6~8年であった。次に正規軍を補うものとして、17世紀末にルーヴォワによって創設された国王

民兵(milice royale)がある²⁾。この組織においては、教区毎に一定の人員を強制的に供給させるという徴兵制の形態が採用された。時期により若干の差はあるが、主に対象となったのは年齢20~40歳の健全な未婚男子であり、奉仕期間は当初2年、後に4~6年であった。割当て数を満たす方法としては“籤引き(tirage au sort)”が用いられたが、免除や代理などが黙認されていたため、その運用には公正さが著しく欠けていたといえる³⁾。

革命直後の召集形態を見ると、まず正規軍については募兵制が維持された。というのも、冒頭で述べたようにデュボワ・クランセによる徴兵制導入の主張は、大多数の議員によって斥けられたからである⁴⁾。また国王民兵制は民衆から嫌悪され、かつ多くの陳情書においても非難されたことから、最終的に91年5月4日に廃止された⁵⁾。したがって革命の初期段階では、軍隊の召集は自由意志に基づくものに一本化されたといえてよい。

だが革命が進展し、内外の危機が生じると軍隊の増強が必要に迫られる。こうした状況下、国民の動員を求める意向が再び出現する。最初にその先鞭をつけたのは、91年6月13日に可決された国民義勇兵(volontaires nationaux)の創設である。これは各県毎の国民衛兵を20人に1人の割合で投入しようとする試みであったが、召集に際してはなお自発的な意志が尊重された。義勇兵は元来正規軍とは別個の組織であり、俸給や規律などの面でより厚遇されていた⁶⁾。もっともその後、93年初頭の「アマルガム法」によって、この両者の制度的統合が進められることになる⁷⁾。

次に93年2月24日には、「30万人動員令(levée des 300.000)」が可決される。これは不足する兵力を補う目的で施行された措置で、対象になったのは18~40歳の未婚男子または子供のない寡夫である。厳密に言えば、この法令は強制的な徴集を直接採用したわけではない。だが、定員数が満たない場合の補充方法が各市町村の決定に委任されたため、多くの地域で国王民兵制と同様の手段が用いられたのである⁸⁾。

最後に、事態がもっとも切迫した93年夏には「総動員令(levée en masse)」が布告される(8月23日)。この法令は全フランス人の軍事徴用

を掲げるものであり、極めて厳格な内容を伴っていた。具体的には、18歳から25歳までの未婚男子または子供のない寡夫は即座に進軍の義務を負わされ、また残余の者も様々な形での奉仕を強制された⁹⁾。公務員などの一部を除けば、免除や代理などの措置も原則上禁じられた¹⁰⁾。こうして完全に復活した徴兵制は、98年9月の「ジュールダン法」を経て、帝政期あるいはそれ以降の時代にまで引き継がれるのである¹¹⁾。

- 1) 壮丁募集については、Girard, *op. cit.*, pp. 75—97; Corvisier, *L'armée française*, pp. 179-195. を参照。
- 2) 国王民兵制に関する文献は序註(6)を見よ。また、ル・テリエおよびルーボワ父子の改革に関しては次を参照。Louis André, *Michel Le Tellier et l'organisation de l'armée monarchique*, Paris, 1904.
- 3) Geblin, *op. cit.*, pp. 99-127; 佐々木, 前掲論文, pp. 69-76. 佐々木氏はこうした側面を考慮し、国王民兵制を革命以後の徴兵制に単純に結び付けることに慎重な態度を示している。
- 4) デュボワ・クランセの構想とその却下の過程については、次を参照。木之内秀彦「政治的軍隊」と「非政治的職業軍隊」(一)/(二)京大『法学論叢』122巻1号/123巻2号, 1987/88年, pp. 62-66.
- 5) Jacques Godeshot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1951, p. 134.
- 6) Bertaud, *La Révolution armée*, pp. 65-66. 義勇兵には一回の戦役が終了した後に部隊を離れることが許されていたため、ヴァルミーやジェマップなどの戦勝(92年9~11月)後、彼らの帰郷問題が発生することになる。これが「30万人動員令」の直接的要因でもあった。
- 7) アマルガムに関しては次を参照。George Lefebvre, "L'Amalgame et la Convention," *La Pensée*, no. 2, 1945; Bertaud, "Notes sur le premier amalgame," *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, t. 20, 1973.
- 8) Bertaud, *La Révolution armée*, p. 99. なお「30万人動員令」とヴァンデの反乱との関係については以下を参照。Charles Tilly, *The Vendée*, London, 1964, pp. 186-192.
- 9) 法令の第一条は次のように規定している。すなわち「……若者は出陣する。既婚者は武器を鍛え、糧食を運ぶ。女性はテントや軍服を作り、病院で奉仕する。

子供は古布を細かくほぐして包帯にする。そして老人は広場に自らを運び、戦士の勇気を奮い立たせ、諸国王への憎しみと共和国の統一を説く」*Archives Parlementaires de 1780à 1830, première série (1787à 1799), 94 vol., Paris, 1867-1985* [以下 AP と略記], t. 72, p. 688.

- 10) Bertaud, *La Révolution armée*, pp. 113-121. もっとも実際には、代理を立てる者が広範に存在したといわれる。
- 11) Woloch, op. cit., pp. 103-104.

§2 国民的軍隊に対する危惧

ここでは徴兵制や国民的軍隊に対して、同時代人がいかなる不安や懸念を抱えていたかを検証してみたい。主に対象となるのは、18世紀中葉以降における国民皆兵論の盛衰と、革命下の軍隊再編を巡る議会の討議である。

(1) ギベール——国民皆兵論の盛衰

国民的軍隊を待望する声、もしくは国民皆兵論は、言うまでもなく既にアンシャン・レジームの時代から存在していた。啓蒙思想の立場から見れば、正規軍は専制の道具であり、その兵士は卑しく野蛮な者でしかなかった。そこから自由な市民によって構成される民兵組織が理想化される¹⁾。例えば、ルソーは『コルシカ憲法草案』の中で次のように言った。すなわち「訓練を受けた国民軍はもっとも頼もしい最善の軍隊である。兵士の真の教育は耕作者であることである」と²⁾。

だが国民皆兵論は、愛国心やモラルの要素を除けば、民兵組織の実践能力についてさほど考慮していなかったといえる。当時、火力の発達や戦争様式の変化によって軍隊にはますます専門性が要求されるようになっていたが、国民からなる軍事組織はこの点で職業的な正規軍に匹敵し得るのだろうか。実際「一個大隊ないしは一個連隊程度の民兵ではたいした業務ができないばかりか、一度の会戦で三分の一、あるいは半数すら失ってしまう」と、ある陸軍大臣は苦言を呈したほどである³⁾。こうした問題に対して、著名な軍事理論家の一人であったギベール (Guibert, Jacques Antoine Hippolite,

1743～90) が垣間見せた態度の豹変は極めて興味深い。この人物は一般に国民皆兵論の代表的論者とみなされているが⁴⁾、生涯を通じてその姿勢を貫いたわけではない。つまり、彼は初期の著作『一般戦術論 (Essai général de tactique)』において国民皆兵の理念を強く提唱するものの、後の『近代戦争の体系擁護 (Défense du système de guerre moderne)』以降この主張を完全に放棄し、代わって正規軍重視の立場を取るのである。

ギベールは幼少の頃より軍隊での経歴を積み、七年戦争におけるロスバッハの戦い (1757) やコルシカ遠征 (1768) 等に参加⁵⁾、さらに数回にわたり軍制改革のスタッフとして陸軍省の中枢にも身を置いている。彼はまた優れた文人としても知られており、ヴォルテールやフリードリヒ二世とも親交を結んでいた。ギベールの代表的著作であり、かつその名声を一躍高めたのは『一般戦術論』であるが、我々の関心にとって重要なのはむしろ後日のギベールである。

『近代戦争の体系擁護』の著者は、戦争が国民自身 (民兵) とその「手先き (正規軍)」のいずれによって行われるのが望ましいかという問題を立て、後者によるものが適当だと結論する。なぜなら「我々の民兵や召集兵が形成するような戦闘のために一時的に集められた軍隊と、この目的のために以前から編成、維持されている軍隊の間では、今日規律とあらゆる種類の技術の違いがあまりにも大きい。だから仮に数において圧倒的に有利でも、前者が後者と同等であることはなく、また無謀にも一方を他方に対峙させようとすることはできない」からである⁶⁾。この両者の気質の違いは極めて重要となる。軍隊は「理性や哲学の職業でなく」また「自然に反し、絶えず身動きを封じることが必要になる」ゆえに、残りの国民とは異なる精神が求められるなければならない⁷⁾。したがって、戦争と国民が分離している状況は、ギベールにとって非常に好ましいものとなるのである。

1790年に公開されるギベールの最後の著作『公安力とそのあらゆる関係の考察 (De la force publique considérée dans tous ses rapports)』にも、基本的に同じ傾向が引き継がれる。この中で彼は国民衛兵を意識して民兵組

織を再度提唱するものの、これはあくまで自由や法の擁護といった内政業務を行うための組織に過ぎない。他方で、外敵に対して戦闘を行う役割は、専ら正規軍のみに与えられている⁸⁾。

結局、若年の一時期を除けば、ギペールは国民皆兵の理念に批判的な態度を取ったということができる。彼がこの理念を破棄した背景には、明らかに民兵組織の実戦能力に対する不信感が存在している⁹⁾。無論、単なる一個人における思想体系の変化を過大評価することは危険であるが、当代一流の軍事理論家をして大幅な豹変を余儀なくさせた現実は、我々にとって決して無視できないものであろう。そしてギペールが提起した数々の問題は、徴兵制導入を巡る議会の討論の中でも再現されることになるのである。

(2) 議会における討論

革命期における徴兵制推進者の脳裡には、明らかに国民皆兵論と同様のロジックが存在していた。つまり、その中心的人物の一人デュボワ・クランセによれば、「民兵組織は国民の自由、そして結果的にその安寧のために不可欠だ」というわけである¹⁰⁾。専制の道具である正規軍に対する不信感は確かに多くの議員に共有されていたが、それにもかかわらず、89年末に徴兵制の動議が却下される大きな要因は、やはり民兵組織の能力が懸念——特に軍人出身者に——されたからに他ならない。

例えば、キュスティーンは次のように言っている。すなわち「大戦術があまりにも進歩したので、このような(国民の民兵を唯一の戦力とする)ことが不可能なのは明らかだ。フリードリヒの部隊と同程度の訓練を受けた一万二千の部隊が、民兵組織の部隊として構成されたより多数の軍勢を撃ち破ることも同様に確かである」と¹¹⁾。また正規軍重視の姿勢を貫いたヴァンファンは、デュボワ・クランセの提案を「経験の乏しい理論」と痛烈に批判した¹²⁾。リアンクールの発言も同じく興味深い。この保守派の重鎮は、戦争が科学となった現状では「訓練と規律を欠く部隊がプロイセンやオーストリア軍に勝利を収めることなど全く期待できない」と前置きし、とりわけ技術系

の兵種における専門的能力の必要性を説いた¹³⁾。さらにデュロー・ド・ピュズィは、募兵制（正規軍）と徴兵制（民兵）を様々な観点から比較し、単に経験のみならずモラルの面でも前者が優位にあると主張したのである¹⁴⁾。

かくして議会は徴兵制の動議を却下し、正規軍主体の軍事的構成を維持することになる。要するに、旧王国軍を母体とする正規軍はその職業的特性を買われていたのである。革命政府が政治的には信頼の置けないこの組織を全廃できなかった最大の理由は、まさにこの一点にある。しかしその後、第一章で述べたように91年6月の国民義勇兵創設を契機として、再び国民を動員させようとする意向が活発になる。一度は否定された理念や制度が容易に復活する事情は無論単純なものではないが、以下プロフェッショナルな側面との関係でこの過程を段階的に検討してみたい。

まずはじめに国民義勇兵の創設に関していえば、この時にはデュボワ・クランセの試案を斥けたような批判がほとんど出されなかった。その主な理由は、おそらく義勇兵が本来目的としていた役割と関係している。議会は直前（5月4日）に決定した国王民兵制の廃止を受けて、執行権力（王権）に対して抑止力となる代わりの武力を必要としていた。だが国民衛兵を前身とする義勇兵は、あくまで内政業務を主目的としており、それゆえ対外戦争を行う役割を当初は期待されていなかったのである¹⁵⁾。実際、4月下旬に行われた民兵廃止の論議の中で、ロベスピエールは「国民衛兵は外敵との戦闘に用いられるべきか」という問題に触れ、「こうした職務には唯一正規軍のみが当てられる」と否定的見解を示している¹⁶⁾。確かに91年6月頃には内外における反革命の危機が現実のものとなっていたが、議会は既に侵略戦争の放棄を宣言（90年5月）しており、またこの時点で戦争は未だ開始されていなかった。要するに、義勇兵が戦場に投入される可能性の低さが、その創設の際にプロフェッショナルな意味での反論を免れさせたと考えられる。

91年末から92年初頭にかけて開戦の是非を巡る有名な論争が行われるが、議員たちの発言はプロパガンダとしての性格が強く、軍隊の実情に関する冷静な議論はほとんど行なわれていない¹⁷⁾。プランニングによれば、この時期の

議会は戦争の見通しに対して極めて楽観的であったという¹⁸⁾。結局、戦争開始(92年4月)後の相次ぐ敗北を受けて、7月11日には「祖国は危機にあり」の宣言がなされ、義勇兵の動員が不回避の事態として決定される¹⁹⁾。

93年2月の「30万人動員令」の成立過程を見ると、ここでは各県毎の定員数やその不足を補うための手段——結局のところ籤引きが容認された——などについて激論が交わされたものの、国民的軍隊の実戦能力を危惧する声は全く聞かれない。というのも、既に正規軍を補強するための義勇兵投入が既成事実となっており、またそれがヴァルミーからジェマップに至る一連の戦勝(92年9~11月)で一応功を奏した形となっていたからである²⁰⁾。

だが軍隊の職業性を重視する意見は、確かに減少しつつあったが、この時点でまだ完全に消滅したわけではない。「30万人動員令」と並行して定められた「アマルガム法」を巡る討議は、まさにこれを証明している。つまり、義勇兵部隊と正規軍を制度的に融合させるこの試みは、その審議過程において再び右派や軍人出身の議員たちの反発を生んだ²¹⁾。彼らは「軍隊の力は本質的に服従にある」という理由で²²⁾、義勇兵で行われていた選挙制を全部隊に導入させることに難色を示したのである。この民主的制度の熱烈な支持者であったサン・ジュストでさえ、興味深いことに、2月12日の演説で次のように留保している。すなわち「もし軍の参謀や将官職まで選挙制が拡大されるなら、私はその危険性を隠すつもりはない」と²³⁾。結局、アマルガムの最終案では部隊長(大佐)の地位が選挙制から除外されたが、これは軍隊のプロフェッショナルな性格が、なお配慮されていたことを意味するものであろう²⁴⁾。

最後に93年8月の「総動員令」について見る。この頃は戦局の悪化、各地における反革命の暴動、さらに都市部の食糧危機などによって革命を巡る情勢が最も深刻化した時期といえる。そして「総動員令」の直接の契機となるのは、主にパリのコミューンや連盟兵に代表される議会外勢力による圧力であった²⁵⁾。同時期の議会は多忙な日程を抱え、また内部対立も表面化していたが²⁶⁾、結局、繰り返される請願に動かされた形でパレールらを中心に法

令の骨格を急遽練り上げる。それゆえ「総動員令」の審議は極めて簡潔なものとなり、従来なら激しい問答が交わされたであろう諸問題についてもほとんど議論が行われなかったのである。

以上から次のように結論できる。すなわち、国民的軍隊のプロフェッショナルな性格に関する問題は同時代の人々にも強く認識されていた。こうした認識は、とりわけ実戦を経験した軍人出身者に広く共有されていたといえる。彼らの懸念は革命初期には十分説得力を持ち、デュボワ・克蘭セの提案を斥ける一因となった。だが革命が進展し、内外の危機が生じるにつれて状況は急変する。総じていえば、国民の投入はもはや避けられない事態となり、プロフェッショナルな意味での反論は徐々に失われていくのである。

- 1) マイケル・ハワード／奥村房夫訳『戦争と知識人』原書房, 1982年, pp. 1-30.
- 2) ルソー／木崎喜代治訳『コルシカ憲法草案』未来社, 1979年, p. 19.
- 3) Claude Louis Saint-Germain, *Mémoires*, Amsterdam, 1779, p. 152.
- 4) 例えば次を見よ。Roger Caillois, "Un officier progressiste sous Louis XVI," *Preuves*, septembre, 1954.
- 5) フランスは、前者においてカントン制に基づくプロイセン軍に大敗を喫し、また後者においてバオリ率いる現地住民の激しい抵抗に苦戦を強いられた。こうした経験は初期のギベールの国民皆兵思想に少なからず影響を与えたとおもわれる。
- 6) Jacques Antoine Hyppolite de Guibert, *Défense du système de guerre moderne*, Neuchâtel. 1779 [dans Comte de Guibert, *Stratégiques*, Paris, 1977], p. 547.
- 7) *Ibid.*, p. 561.
- 8) Guibert, *De la force publique considérée dans tous ses rapports*, Paris, 1790 [dans *op. cit.*], pp. 584-586. ギベールと革命軍の関係に関しては、最近我が国でも次の論文が発表されている。原沢大生未「ギベールと革命軍」『紀要（早大、哲学・史学）』、別冊20, 1994年。
- 9) ギベール自身の告白によれば、『一般戦術論』見解は彼の若さと「近代哲学の蒸気」による錯覚であったという。Guibert, *Défense du système de guerre mod-*

erne [dans *op. cit.*], p. 541. また E・G・レオナルドは、1770年以降の軍事情勢——ポーランドにおける専制の勝利やアメリカ独立戦争での義勇部隊の苦戦——が国民皆兵論に不利に働いた点を指摘している。Léonard, *op. cit.*, pp. 283-284. さらにバルマーが挙げるように、ドイツ旅行(1773年)などの体験から、ギベールが強制徴集が実施された社会の惨状を理解するようになったとも考えられる。Robert R. Palmer, "Frederic the Great, Guibert, Bülow: From dynastic to national war," [in Peter Paret (ed), *Makers of modern strategy*, Princeton, 1986], p. 111.

10) *AP*, t. 10, p. 520.

11) *Ibid.*, p. 555.

12) *Ibid.*, p. 586.

13) *Ibid.*, p. 582.

14) *Ibid.*, pp. 615-616.

15) 例えば、ナンシー国民衛兵の一中隊は次のように書き記している(1789年10月15日)。すなわち「我々を守り、外国人の結集した勢力に対して進軍する栄光を主権者の軍隊から取り上げることができると、我々に信じさせようとする試みは愚行である」。cité par Godeshot, *op. cit.*, p. 130.

16) *AP*, t. 25, pp. 381-382.

17) この傾向はブリソーら主戦派のみならず、反戦派のロベスピエールにおいても認められる。

18) T. C. W. Blanning, *The Origins of the French Revolutionary Wars*, Longman, London and New York, 1986, pp. 96-113.

19) *AP*, t. 46, pp. 342-343.

20) 義勇兵投入の効果については疑問の余地も残される。例えばマチエはヴァルミーの戦いを、サン・キュロットの兵士が他で見せたような失態を演じなかったという意味での「精神上的勝利」と言っている。マチエ/ねず・市原共訳『フランス大革命』、岩波文庫、1959年、(中)、p. 116。また実際には、この戦いに参加した歩兵部隊の半数以上、騎兵と砲兵ではほぼ全体が正規軍兵士であった。S. F. Scott, *The response of the Royal Army*, p. 172.

21) 議会における党派的傾向を見ると、概してジロンド派は法令に反対で、バルールなどの一部を除く山岳派は賛成であった。Bertaud, *La Révolution armée*, p. 99.

22) ジロンド派の議員セールによる言葉。 *AP*, t. 58, p. 459.

23) *Ibid.*, p. 457.

- 24) Bertaud, *La Révolution armée*, pp. 96-98.
- 25) この過程については, Lytle Scott, "Robespierre, Danton, and the Levée en Masse," *Journal of Modern History*, vol. 30, 1958. を参照.
- 26) *Ibid.*, pp. 331-333.

§3 革命軍の実情

それでは、以上のような周囲の不安や危惧に対して、革命軍の実情はいかなるものであったか。プロフェッショナルな度合を明確に示すことは容易ではないが、この時代においては年齢と従軍期間が一つの重要な目安になるとおもわれる。昇進に際して従軍期間を考慮する傾向は既にアンシャン・レジームの時代から存在しており、例えば1776年のある王令は次のように規定している。すなわち「いかなる将校も、たとえ最も傑出した生まれであるにせよ、歩兵、騎兵、龍騎兵あるいは軽騎兵の部隊において14年間、うち6年は大佐副官 (colonel en second) として勤務しなければ部隊指揮官に昇進できない」と¹⁾。革命期にも同じ傾向は引き継がれ、多くのポストは年功序列によって与えられた²⁾。先に挙げた「アマルガム法」でさえ、部隊長を除く全体の三分の二が選挙制で選ばれたが、残りの三分の一には年功序列の方式が用いられた³⁾。そこで以下、年齢と従軍期間という二つの要素を軸として、革命期の義勇兵と正規軍を比較検討してみたい⁴⁾。

(1) 年齢

まず、革命期の義勇兵の年齢は相当若いことがわかる。1791年および92年に入隊した義勇兵の92年時点での年齢 [表1] を見ると、25歳以下の者がそれぞれ約79, 73%にのぼるのに対して、40歳を越える者は僅か2, 4%程度に過ぎない。他方で義勇兵将校の年齢分布は、これとやや異なった傾向を示している [表2]。確かに中隊長を務める大尉 (capitaine) クラスでは同じく若年層が目立ち、40歳未満の者は91年で全体の約71%, 92年の場合約69%を占める。だが、大隊を指揮する大佐 (colonel) クラスにおいて

は壮年化が進み、40歳を越える者が91、92年ともに半数程度となる。

アマルガム直前(1793年初頭)の正規軍兵士、下士官、そして将校の年齢別構成を示したのが表3である。ここで注目されるのは、まず兵士と下士官において義勇兵と同様の傾向が認められることである。総じて彼らの年齢は義勇兵のそれより少々高い——兵士の場合、25歳以下が約63%——が、それでも若者が多いことに変わりはない⁵⁾。もっとも将校に関していえば、大尉、大佐クラスともに年長者が大勢を占める。すなわち、40歳を越える者は大尉の約四分の三、大佐の約九割にも及んでいる。

(2) 従軍期間

従軍期間は年齢と密接な関係を持つが、プロフェッショナルな度合を知る上ではより重要である。はじめに義勇兵について述べると、兵士においては当然ながら軍隊での経験を持つ者は少なく、その割合は全体の数%に過ぎない⁶⁾。こうした少数の経験者はおそらく旧王国軍出身であり、義勇兵の高待遇に引き付けられた者と考えられる⁷⁾。だが他方で、将校の従軍期間[表4]には正反対の傾向が認められる。全体的に彼らは皆ベテランであり、少尉クラスでも3年以上——つまり革命以前からの——経験を持つ者が90~95%と圧倒的に多い。この傾向は階級が上がるにつれて一層強くなり、大佐クラスになると24年以上の軍歴を持つ古参者が20~27%も存在している。

表5は正規軍の従軍期間を示したものである。これを身ると、兵士の約75%は意外にも3年以下の軍隊経験しか持っていない。したがって、アマルガム直前の正規軍は、革命以降入隊した大量の新兵を抱えていたということが出来る。もっとも、下士官クラスになると10年前後の従軍経験を持つベテランが激増する。この傾向は部隊指揮官である大尉や大佐においては極めて顕著になり、前者の約半数、後者では八割以上が25年以上軍隊に身を置いた者であった。

このように年齢と従軍期間を比較すると、革命期の義勇兵と正規軍は非常

に似通った様相を呈していることが判明する。つまり、両者ともに兵士クラスには経験の少ない若年層が目立ち、逆に将校クラスでは年長者やベテランが多数を占めていた。したがって、プロフェッショナルな意味での両者の格差は、実際には予想されたよりもかなり少なくなっていたといえる。

格差が減った第一の理由は、何よりも革命勃発後の正規軍の解体、そしてこれに伴う新兵の増加にある。この頃フランス軍は実質的な将校ポストを約一万職ほど有していたが、91年末までに全体の六割に相当する六千名を越える貴族将校が国外へ亡命してしまう⁸⁾。また兵士の脱走や不服従などが原因となって、89年に15万を数えた実質兵力が、翌90年には13万程度にまで減少する⁹⁾。その後、兵士の待遇や召集方法の改善が新兵の増加をもたらしたため正規軍の数は再び上昇するが、質的な意味でのプロフェッショナルな割合はむしろ以前より低下することになった¹⁰⁾。

第二の理由は義勇兵の訓練や組織化である。先に見たように、正規軍将校よりは多少程度が落ちるかもしれないが、義勇兵の将校も相当なベテランであった。おそらく彼らの多くは革命前から軍務に携わっていた旧王国軍出身者であり、その経験を買われて将校の地位に推された者と考えられる¹¹⁾。こうしたプロフェッショナルな集団による指導は、義勇兵の実戦能力を高める上で重要な役割を果たしたとおもわれる。

1) *Règlement général* (du 25 mars 1776), Title X, Art. 1 [Isambert (éd.), *Recueil général des anciennes lois française*, Paris, 1826-30, t. 23, pp. 487-488]

2) Godeshot, *op. cit.*, p. 134.

3) Bertaud, "Le recrutement et l'avanc-ement des officiers de la Révolution", *Annales historiques de la Révolution Française*, no. 207, 1972, pp. 519-520.

4) 以下の表(1~5)は、次の文献を典拠に作成した。Bertaud, *Valmy*; S. F. Scott, "Les officiers de l'infanterie de ligne à la veille de l'Amalgame", *Annales his toriques de la Révolution Française*, no. 194, 1968; "Les soldats de l'armée de ligne en 1793", *Ibid.*, no. 207, 1972.

5) 参考までに1763年の正規軍兵士と比較すると、25歳以下が約46%、40歳以上が約6%であった。Corvisier, *L'armée française*, pp. 624-626.

表1 義勇兵の年齢別構成

年齢	義勇兵(91)	義勇兵(92)
～20	37.9(%)	44.1
21～25	41.2	29.2
26～30	12.3	10.4
31～35	4.4	4.3
36～40	1.9	2.3
41～45	0.9	2.3
46～50	0.8	1.0
51～55	0.3	0.6
56～60	0.1	0.4
61～	0.1	0.1

表2 義勇兵将校の年齢別構成

年齢	義勇兵(91)		義勇兵(92)	
	大尉	大佐	大尉	大佐
～19	2.1	0.2	3.9	—
20～24	17.5	4.0	19.4	1.5
25～29	24.2	11.4	22.7	7.5
30～34	15.4	15.5	14.0	12.8
35～39	11.8	15.1	8.6	17.4
40～44	6.6	13.1	5.7	18.1
45～49	3.4	7.2	3.2	6.8
50～54	2.7	11.0	2.7	8.3
55～59	1.9	7.4	1.2	3.0
60～	0.9	10.4	1.0	12.8
不明	13.0	4.2	16.9	11.3

- 6) Bertaud, *Valmy*, pp. 202-203.
 7) S. F. Scott, "The regeneration of the Line Army during the French Revolution", *The Journal of Modern History*, vol. 42, no. 3, 1970, pp. 321-322.
 8) Ibid., *The response of the Royal Army*, pp. 81-123.
 9) Ibid., "The regeneration of the Line Army", p. 318.
 10) Ibid., pp. 319-325.
 11) Bertaud, *Valmy*, p. 298. 義勇兵将校の社会的出自を見ると、尉官クラスには自由

表3 正規軍(1793)の年齢別構成

年齢	兵士	伍長	曹長	大尉	大佐
～15	0.6	—	—	—	—
15～17	3.9	—	—	—	—
18～25	58.5	18.2	5.6	5.7	—
26～30	19.9	24.3	23.3	8.5	3.7
31～35	8.7	23.4	25.5	10.1	—
36～40	4.0	14.4	22.2	13.8	7.4
41～45	1.9	12.4	15.6	13.3	11.1
46～50	1.1	2.9	2.2	16.5	3.7
51～55	0.4	0.7	3.3	13.3	33.3
56～60	0.1	—	1.1	8.3	22.2
60～	—	1.5	1.1	4.6	7.4
不明	0.8	1.5	—	5.9	11.1

業や手工業者が多いが、大隊を指揮する大佐の約半数(91年で83人中40人)が貴族——おそらく中小の——であった。同様の傾向は正規軍についてもあてはまる。革命前後のプロフェッショナルリズムの連続性を考えるとき、彼らの関与は極めて興味深いものとなろう。

結び

以下のように総括できる。すなわち国民的軍隊の成立過程において、その

表4 義勇兵将校の従軍期間

期間(年)	91年の義勇兵				92年の義勇兵			
	少尉	中尉	大尉	大佐	少尉	中尉	大尉	大佐
～1	0.7	0.3	0.1	—	0.5	0.6	0.2	1.5
1～3	4.3	4.4	4.4	1.9	8.8	10.3	7.3	7.5
4～6	13.7	14.5	14.5	6.8	17.8	14.2	13.8	4.5
7～9	28.8	26.9	24.6	12.7	31.1	27.6	30.9	10.4
10～12	14.4	14.5	14.2	7.5	9.0	10.5	11.2	14.9
13～15	6.4	6.4	6.9	8.8	5.7	4.0	4.6	6.0
16～18	5.7	6.3	5.7	6.2	4.1	5.6	6.5	4.5
19～21	3.0	2.4	2.3	5.8	1.0	1.7	3.0	7.5
22～24	2.7	2.6	2.0	3.9	1.3	2.2	1.9	10.4
～24	5.5	4.2	5.5	20.5	3.9	4.9	5.9	26.9
不明	14.9	17.6	19.0	26.0	16.9	18.4	14.6	6.0

実戦能力に関する問題は多くの同時代人によって危惧されていた。

こうした危惧は通常であれば、強制徴集に対する社会の反感と共に、安易な徴兵制導入の試みや、国民皆兵論の夢想を打ち破るに十分な根拠となっていたのである。

だが革命期には、国民的軍隊に有利な諸条件が出現する。つまり正規軍の解体はその職業的な度合を低下させ、また義勇兵は旧王国

軍出身者による指導がなされていた。さらに国土が脅かされているという危急存亡の事態は、全国民の投入を不回避にさせることになった。こうした状況下、プロフェッショナルな意味での反論は次第に減少し、一度は拒否された徴兵制の復活の道が再び開かれるのである。

表5 正規軍(1793)の従軍期間

期間(年)	兵士	伍長	曹長	大尉	大佐
～1	37.3	—	—	0.2	—
1～3	27.3	2.9	2.2	1.6	—
4～6	11.9	9.5	4.4	4.9	—
7～9	11.3	21.1	13.3	4.2	—
10～12	4.4	17.5	21.1	6.6	3.7
13～15	2.0	10.2	12.2	7.4	—
16～18	2.8	14.6	17.8	8.3	3.7
19～21	0.7	11.7	12.2	6.9	3.7
22～24	0.5	4.4	5.6	7.4	—
～25	1.3	8.0	11.1	51.2	85.2
不明	2.0	—	—	1.4	3.7

(一橋大学大学院博士課程)